

「建設業許可申請の手引き」、「建設業法に基づく許可要件の調査について」および  
「建設業許可申請Q & A」の改正について

1 改正理由

令和2年10月1日に建設業法等および建設業許可事務ガイドラインの一部改正が施行されたことに伴い所要の改正を行う。

2 主な改正内容

＜建設業許可申請の手引き＞

(1) 許可要件について

経営業務管理責任者要件が見直され、適正な経営業務体制を有していることに改正されるとともに、適切な社会保険への加入の要件化がなされたことを踏まえ文言の追加等を行った

①経営業務管理責任者要件の見直し

ア 要件の緩和

- (i) 許可を受けようとする業種と同一業種の経営経験の場合5年、異なる業種の場合6年の要件を業種に関わらず5年に緩和
- (ii) 補佐経験の場合、許可を受けようとする業種それぞれの経営業務の補佐経験6年の要件を業種に関わらず6年に緩和

常勤役員等のうち1人が、次の(a)～(c)のいずれかに該当する者【規則第7条第1号関係】		
(a)	イ(1)該当	経営業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
(b)	イ(2)該当	権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること
(c)	イ(3)該当	経営業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経営業務を補佐した経験を有すること

イ 要件の追加

アの要件に加え、常勤役員等+当該常勤役員等を直接に補佐する者の組合せでの要件を満たしている場合も、経営業務管理責任者要件を満たすとされた。

常勤役員等のうち1人が、次のI IIのいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(a)～(c)の全ての経験を有する者 (直接補佐する者は同一人でも複数人でも可) 【規則第7条第1号関係】			
常勤役員等	I	ロ(1)該当	5年以上建設業に関し役員又は役員等に次ぐ職制上の地位にあつて(a)～(c)のいずれかの経験を有する者 (建設業の役員等の経験2年以上を含むこと)
	II	ロ(2)該当	5年以上の役員等の経験を有する者 (建設業の役員等の経験2年以上を含むこと)
直接に補佐する者	(a)	建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験を有する者	
	(b)	建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験を有する者	
	(c)	建設業に関する5年以上の業務運営の業務経験を有する者	

<参考>常勤役員等の経営経験の図示

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
イ(1)	【経営業務の管理責任者として【建設業の経営業務を管理】した経験						
イ(2)	【経営業務の管理責任者に準ずる地位（権限の委譲を受けた者）】として【建設業の経営業務を管理】した経験						
イ(3)	【経営業務の管理責任者に準ずる地位】として【建設業の経営業務管理責任者を補助】した経験						
ロ(1)	【役員等】として【2年以上】 【建設業】の経験		左を含め財務・労務・業務運営につき 【役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位】にあって 【5年以上】の【建設業】の経験				+
ロ(2)	【役員等】として【2年以上】 【建設業】の経験		左を含め【役員等】として 【5年以上】の経験				+
ハ	国土交通大臣により イ、ロと同等以上の経営体制を有すると認定されたもの						

※以下3名の直接補佐者（常勤役員等の直属の者）が必要  
建設業の財務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者  
建設業の労務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者  
建設業の業務運営に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者  
（同一人の兼務可、経営業務の管理責任者との兼務不可）

② 適切な社会保険への加入

健康保険、厚生年金及び雇用保険への加入が要件化され、全ての営業所に関し、届出を提出していることが許可の要件となった（適用除外の場合を除く）。これらに未加入の場合、許可・更新は認められない。

(2) 許可を受けた地位の承継に係る認可制度について

事業承継制度の規定が新設されたため、「認可申請」にかかる申請手続きについて追加

- ・ 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の場合、事前に認可を受けることで、許可を承継が可能となった。
- ・ 相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで許可を承継する可能となった。

<建設業法に基づく許可要件の調査について>

常勤役員等を直接に補佐する者置く場合、補佐する者の常勤性の確認書類（健康保険証、出勤簿、賃金台帳の写し）を追加した。

<建設業許可申請Q & A>

経営業務管理責任者要件が見直され、適正な経営業務体制を有していることに改正されるとともに、適切な社会保険への加入の要件化がなされたこと等を踏まえ文言の追加等を行った